

# ○ 男鹿地区消防本部等処務規程

昭和48年6月13日  
消 本 訓 令 第 3 号

改正 昭和48年10月22日消本訓令第4号  
昭和49年4月25日消本訓令第3号  
昭和50年6月20日消本訓令第3号  
昭和54年9月5日消本訓令第3号  
昭和61年3月29日消本訓令第1号  
昭和62年4月2日消本訓令第1号  
昭和63年4月1日消本訓令第1号  
平成元年3月21日消本訓令第1号  
平成2年3月12日消本訓令第1号  
平成6年2月22日消本訓令第1号  
平成7年3月20日消本訓令第2号  
平成7年5月10日消本訓令第5号  
平成8年9月20日消本訓令第2号  
平成10年3月31日消本訓令第3号  
平成11年6月30日消本訓令第2号  
平成14年5月13日規程第2号  
平成17年3月22日規程第2号  
平成18年3月20日規程第1号  
平成18年6月26日規程第4号  
平成28年12月26日規程第2号  
令和2年3月30日消本訓令第2号  
令和3年6月1日消本訓令第4号  
令和4年3月25日消本訓令第2号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この訓令は、男鹿地区消防本部の組織等に関する規則（昭和48年規則第5号）第7条の規定に基づき、男鹿地区消防本部（以下「消防本部」という。）及び男鹿地区消防署（以下「消防署」という。）における事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 共通事項

(消防分署)

**第2条** 消防署の管轄区域内に消防分署（以下「分署」という。）を置く。

2 分署の名称及び位置は、別表第1のとおりとし、担当区域は別表第4のとおりとする。

(事務分掌)

**第3条** 消防本部、消防署及び消防分署の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(公印)

**第4条** 消防本部及び消防署の公印は、別表第3のとおりとする。

(文書の取扱)

**第5条** 消防本部及び消防署における文書の取扱は、この訓令に定めるもののほか、男鹿市文書管理規程（平成17年男鹿市訓令第4号）を準用する。

2 消防長の発する令達の種類は、次のとおりとする。

- (1) 告示 一般又は一部に公示するもの
- (2) 訓令 職員に対し指揮命令するもの
- (3) 達 個人又は団体等に告知するもので、前2号により難いもの
- (4) 指令 申請又は願、伺等に対し指揮するもの

### 第3章 消防署

(消防署長)

**第6条** 消防署長は、消防司令長をもって充てる。

2 消防署長は、消防長の命を受けて部下の職員を指揮監督し、消防署の事務を処理するものとする。

(消防署長の専決事項)

**第7条** 消防署長は、別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 所定又は定例に関すること。
- (2) 所属職員の勤務割に関すること。
- (3) 所属職員の願、届等の処理に関すること。
- (4) 所属職員の招集に関すること。
- (5) 所属職員の県内出張命令に関すること。
- (6) 所属職員（副署長相当職以上を除く。）の年次有給休暇並びに7日以内の特別休暇、療養休暇、病気休暇、介護休暇及び介護時間に関すること。
- (7) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (8) 受持管区及び特別警戒に関すること。
- (9) 消防署の行政に関する届等に関すること。
- (10) 所属職員の教養、訓練に関すること。

(副署長)

**第8条** 消防署に副署長を置く。

2 副署長は、消防司令長をもって充てる。

3 副署長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、消防署の事務を処理するものとする。

(消防署長代理)

- 第9条** 消防署長に事故があるときは、副署長が消防署長の職務を代理する。ただし、重要な事項は、消防長の決裁を受けなければならない。
- 2 消防署長の事故が長期にわたるとき、又は消防署長、副署長とも事故があるときの消防署長の職務代理は、その都度消防長が定める。

(班)

- 第10条** 消防署に指揮統制班を置く。
- 2 班に班長及び副班長を置く。
- 3 班長及び副班長は、消防司令をもって充てる。
- 4 班長及び副班長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、主管の事務を処理するものとする。

(分署長等)

- 第11条** 分署に分署長、上席副分署長及び副分署長を置く。
- 2 分署長及び上席副分署長は消防司令、副分署長は消防司令補をもって充てる。
- 3 分署長は、上司の命を受けて部下の職員を指揮監督し、主管の事務を処理するものとする。

(参事)

- 第12条** 消防署に参事を置くことができる。
- 2 参事は、消防司令をもって充てる。
- 3 参事は、上司の命を受けて、特命事務のほか、重要事項の事務に従事する。

(主席主査等)

- 第13条** 消防署及び分署に主席主査及び主査を置くことができる。主席主査及び主査は、消防司令補をもって充てる。
- 2 主席主査及び主査は、上司の命を受けて特定の事務に従事する。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和48年6月1日から適用する。

**附 則** (昭和48年消本訓令第4号)

この規程は、昭和48年11月1日から施行する。

**附 則** (昭和49年消本訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和50年消本訓令第3号)

この規程は、昭和50年7月1日から施行する。

**附 則** (昭和54年消本訓令第3号)

この規程は、昭和54年9月5日から施行する。

**附 則** (昭和61年消本訓令第1号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和62年消本訓令第1号)

この規程は、昭和62年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和 63 年消本訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年消本訓令第 1 号）

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 2 年消本訓令第 1 号）

この規程は、平成 2 年 3 月 16 日から施行する。

**附 則**（平成 6 年消本訓令第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 7 年消本訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 7 年消本訓令第 5 号）

この規程は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 8 年消本訓令第 2 号）

この規程は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 10 年消本訓令第 3 号）

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 11 年規程第 2 号）

この規程は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 14 年規程第 2 号）

この規程は、平成 14 年 5 月 20 日から施行する。

**附 則**（平成 17 年規程第 2 号）

この規程は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

**附 則**（平成 18 年規程第 1 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 18 年規程第 4 号）

この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年規程第 2 号）

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年消本訓令第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 3 年消本訓令第 4 号）

この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 年消本訓令第 2 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第 1

### 消防分署の名称及び位置

名 称	位 置
男鹿地区消防署北分署	男鹿市北浦北浦字種田 69 番地の 3
男鹿地区消防署東分署	男鹿市脇本脇本字上谷地 130 番 1
男鹿地区消防署天王分署	潟上市天王字蒲沼 99 番地の 5
男鹿地区消防署天王南分署	潟上市天王字北野 1 番地 18
男鹿地区消防署若美分署	男鹿市鶴木字下潟端 212 番地
男鹿地区消防署大潟分署	南秋田郡大潟村字東 2 丁目 2 番地の 2

## 別表第 2

### 消防本部及び消防署事務分掌

#### 消防本部

##### 総務課

##### 総務係

- (1) 組織機構に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 令達及び例規に関すること。
- (4) 職員の福利厚生、教養研修、安全衛生、公務災害補償関係に関すること。
- (5) 文書及び物品の受発に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 組合議会に関すること。
- (8) 予算及び経理に関すること。
- (9) 消防職員委員会に関すること。
- (10) 消防長会及び全国消防協会に関すること。
- (11) 組合構成市村との連絡に関すること。
- (12) 陳情、請願に関すること。
- (13) 渉外、儀式に関すること。
- (14) 服務規律に関すること。
- (15) 庁舎（分署を含む）及び財産に関すること。
- (16) 機械器具の維持管理に関すること。
- (17) 物品購入、被服品の貸与等に関すること。
- (18) 設備台帳に関すること。
- (19) 電算に関すること。
- (20) その他、他の係に属しないこと。

##### 警防課

##### 警防係

- (1) 消防計画の策定に関すること。
- (2) 相互応援に関すること。
- (3) 統計、年報の作成に関すること。

- (4) 消防部隊運用計画の策定に関する事。
- (5) 消防力の配備計画に関する事。
- (6) 消防関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 緊急消防援助隊等に関する事。
- (8) 災害の調査及び報告に関する事。
- (9) 日本消防協会（秋田県消防協会）に関する事。

## 予防課

### 予防係

- (1) 建築同意事務に関する事。
- (2) 予防クラブの育成に関する事。
- (3) 予防対策の企画立案及び総合調整に関する事。
- (4) 危険物の規制に関する事。
- (5) 危険物事故等の原因調査及び報告に関する事。
- (6) 予防規程の認可に関する事。
- (7) 消防用設備等の規制に関する事。
- (8) 火災原因及び損害調査に関する事。
- (9) 罹災証明に関する事。
- (10) 違反防火対象物の処理に関する事。
- (11) 火災予防関係例規の制定及び改廃に関する事。
- (12) 予防広報に関する事。
- (13) 防災規制に関する事。

## 通信指令課

### 通信指令係

- (1) 災害の受付及び出動指令の伝達に関する事。
- (2) 通信施設の整備保全に関する事。
- (3) 火災、気象情報の収受連絡に関する事。
- (4) 電話の交換及び放送の運用に関する事。
- (5) 災害時における防災関係機関との連絡に関する事。
- (6) 通信業務資料の記録の整備保存に関する事。
- (7) 無線資格者の教養訓練に関する事。
- (8) 通信統制に関する事。
- (9) その他、通信に関する事。

## 救急課

### 救急係

- (1) メディカルコントロール協議会等に関する事。
- (2) 救急医療機関との連絡調整に関する事。
- (3) 救急救命士及び救急隊員の教育に関する事。

- (4) 救急の搬送証明等に関する事。
- (5) 患者等搬送事業に関する事。
- (6) 救急統計に関する事。
- (7) ドクターヘリに関する事。

## 消防署

### 指揮統制班

#### 庶務訓練担当

- (1) 行事及び会議に関する事。
- (2) 文書の受発に関する事。
- (3) 福利厚生に関する事。
- (4) 勤務割に関する事。
- (5) 来客の応接に関する事。
- (6) 関係機関及び団体との連絡に関する事。
- (7) 消防、救助に関する事。
- (8) 訓練に関する事。
- (9) 機関員の教養に関する事。
- (10) 消防教養訓練に関する事。
- (11) 非常警備に関する事。
- (12) 消防広報に関する事。
- (13) 安全運転管理に関する事。
- (14) その他、他の担当に属しない事。

#### 車両資機材整備担当

- (1) 物品の受発に関する事。
- (2) 機械器具の整備に関する事。
- (3) 機械関係燃料等に関する事。
- (4) 消防水利に関する事。
- (5) 消防車両等の更新に関する事。
- (6) 消防機械器具の改善、研究に関する事。
- (7) 庁舎等の付属施設設備の保守管理に関する事。

#### 予防担当

- (1) 防火管理者に関する事。
- (2) 査察に関する事。
- (3) 防火対象物に関する事。
- (4) 催物開催等に関する事。

#### 救急担当

- (1) 救急資器材の維持管理に関する事。
- (2) 応急手当の普及啓発に関する事。
- (3) 救急活動記録に関する事。

### 別表第 3

#### 消防本部及び消防署の公印

部署	公印の種類	書体	寸法	印材	個数	使用区分
消防本部	本区男 部消鹿 之印防地	れい書	方 24 ミリメ ートル	木印	1	消防本部名をもつ て発する文書等
	長区男 之消鹿 印防地	れい書	方 20 ミリメ ートル	木印	1	消防長名をもつて 発する文書及び辞 令等
消防署	署区男 長消鹿 之印防地	れい書	方 18 ミリメ ートル	木印	1	消防署長名をもつ て発する文書等

### 別表第 4

#### 消防署及び分署の担当区域

署名	担当区域
本署	男鹿地区全域
北分署	北浦地区 男鹿中地区 戸賀地区
東分署	脇本地区 船越地区 若美地区
天王分署	天王地区 船越地区
天王南分署	天王地区
若美分署	若美地区 五里合地区 脇本地区 大潟地区
大潟分署	大潟地区 若美地区